# 令和6年度決算に基づく 船橋市健全化判断比率等審査意見書

船橋市監査委員

船 監 第 4 4 2 号 令和 7 年 8 月 2 0 日

船橋市長 松 戸 徹 様

船橋市監査委員 栗 林 紀 子

丽 蘇 藤 弘 之

同 浦田秀夫

同 日 色 健 人

令和6年度決算に基づく船橋市健全化判断比率等審査意見書の提出 について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和6年度決算に基づく船橋市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、意見書を提出します。

## 目 次

令和6年度決算に基づく船橋市健全化判断比率審査意見	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
会和6年度決質に其づく舩極市資金不見比索案本音目・											0

## 令和6年度決算に基づく船橋市健全化判断比率審査意見

#### 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率審査

#### 第2 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 第3 審査の期間

令和7年7月29日から同年8月18日まで

#### 第4 審査の着眼点

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

#### 第5 審査の実施内容

船橋市監査基準に準拠し、審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を 行うほか、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

#### 第6 審査の結果

審査に付された下表の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 法令に適合し、かつ正確であると認められた。

(単位:%)

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度	早期健全化基準
実質赤字比率	_	_	1 1. 2 5
連結実質赤字比率	_	_	1 6. 2 5
実質公債費比率	3.6	3.7	25.0
将来負担比率	_	_	3 5 0. 0

<sup>※</sup> 実質赤字比率と連結実質赤字比率は黒字の場合、将来負担比率は算定結果がマイナス の場合「一」で表示している。

#### 第7 審査の意見

健全化判断比率については、早期健全化基準を下回っており、良好な状態であると認め られる。今後も引き続き、財政の健全化に努められたい。

## 令和6年度決算に基づく船橋市資金不足比率審査意見

#### 第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率審査

### 第2 審査の対象

令和6年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 第3 審査の期間

令和7年7月29日から同年8月18日まで

#### 第4 審査の着眼点

市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかどうかを主眼として実施した。

#### 第5 審査の実施内容

船橋市監査基準に準拠し、審査に付された算定書類について、算定根拠資料との照合を 行うほか、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

#### 第6 審査の結果

審査に付された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、 法令に適合し、かつ正確であると認められた。

(単位:%)

会 計 名	資 金 不	足比率	経営健全化基準	
五 前 石	令和6年度	令和5年度		
船橋駅南口市街地再開発				
事業特別会計				
地方卸売市場事業会計	_	_	2 0. 0	
病院事業会計	事業会計 — —			
下水道事業会計	_	_		

<sup>※</sup> 各会計とも資金不足額が生じていないため「一」で表示している。

#### 第7 審査の意見

資金不足比率については、各会計において経営健全化基準を下回っており、良好な状態であると認められる。今後も引き続き、経営の健全化に努められたい。